

ID: 342

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	占用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市法定外公共物管理条例 第8条
例 規 番 号	平成17年条例第16号
【根拠条文】 (占用料の減免) 第8条 占用料の減免については、芦屋市道路占用料条例第3条の規定を準用する。 【基準】 準用する芦屋市道路占用料条例第3条及び芦屋市道路占用料条例施行規則第2条から第4条までの規定による。 (占用料の減免) 第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減免することができる。 (1) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業の行う事業のために占用するとき。 (2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設のために占用するとき。 (3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動に使用する立札、看板その他の物件のために占用するとき。 (4) 軌道法(大正10年法律第76号)による運輸事業のために占用するとき。 (5) 公衆の用に供する水道又は下水道の事業のために占用するとき。 (6) 道路に出入りするための通路を設けるために必要な路端、法敷又は側溝上を占用するとき。 (7) 地先から雨水を溝等に排水するための排水管の埋設のために占用するとき。 (8) 街灯(広告併用街灯及びアーチ型のものを除く。)、公共の用に供する通路及び駐車場法(昭和32年法律第106号)第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場のために占用するとき。 (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が公益上、特に占用料の減免の必要があると認めたとき。 (占用料の減免) 第2条 条例第3条の規定による占用料の減免は、次の各号に定めるところによる。 (1) 条例第3条第1号から第8号までの場合 免除 (2) 条例第3条第9号の場合 減額又は免除 (占用料減額の適用事項) 第3条 条例第3条第9号の規定により占用料を減額するものは、次の各号に定めるところによる。 (1) 電柱又は電話柱に本市が無償で公益灯又は公共標識を添加している場合は、当該電柱又は電話柱の占用料の3分の1を減額する。	

(2) その他市長が特に減額の必要があると認める場合は、市長がその都度定める額を減額する。

(占用料免除の適用事項)

第4条 条例第3条第9号の規定により占用料を免除するものは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 公共的団体が公共的施設の所在を示す標識のために占有するとき。
- (2) 公共的団体、電気事業者又は認定電気通信事業者が設ける架空の道路横断線又は各戸引込電線のために占有するとき。
- (3) ガス(大口ガス事業の用に供するものを除く。)、電気(卸電気事業の用に供するものを除く。)又は電気通信(認定電気通信事業者が設けるものに限る。)の各戸引込地下埋設管のために占有するとき。
- (4) カーブミラー、掲示板等で営利目的がなく、交通安全、道路の美化又は公衆の利便に著しく寄与する物件のために占有するとき。
- (5) 地方慣行の縁日、祭典の露店等のために一時的に占有するとき。
- (6) その他前各号との均衡上、市長が特に免除の必要があると認めるとき。

標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日